

第 1 1 回及び第 1 2 回救急処置基準委員会協議結果概要

1 脳卒中の急性期医療機関の考え方

脳卒中の急性期医療機関（仮称）の認定等については、東京都福祉保健局における東京都脳卒中医療連携協議会において現在検討しているところであるが、本委員会においては、議事の進行上、「脳卒中の急性期医療機関」を以下のとおり定義して病院選定要領等を検討した。

- (1) 救急隊の観察結果から脳卒中の疑いがあると判断された傷病者を受け入れることを前提とする。
- (2) 診察の結果、脳卒中以外の傷病者であっても対応が可能である。
- (3) 対応が不能であっても、対応可能な医療機関との連携体制が整っている。
- (4) 適応があれば t - P A を実施できる。
- (5) 2 4 時間 3 6 5 日実施できなくても良い。（輪番制でも良い。）
- (6) 搬送される傷病者は医療圏を問わない。

2 脳卒中急性期医療機関搬送対象者

救急隊の観察結果から、急性期の脳卒中の疑いがあると判断された傷病者を搬送対象とする。

3 脳卒中傷病者に対する観察・判断

- (1) 脳卒中急性期医療機関の選定に至るまでの活動の流れについては、別記のとおり。
- (2) シンシナティ病院前脳卒中スケール（C P S S）を救急活動基準の観察項目に取り入れる。
（C P S S の内容については、「構音障害」を「言語障害」に変更し、「正常」の記載は不要とする。）
- (3) 倉敷病院前脳卒中スケール（K P S S）を救急活動基準に参考として掲示する。

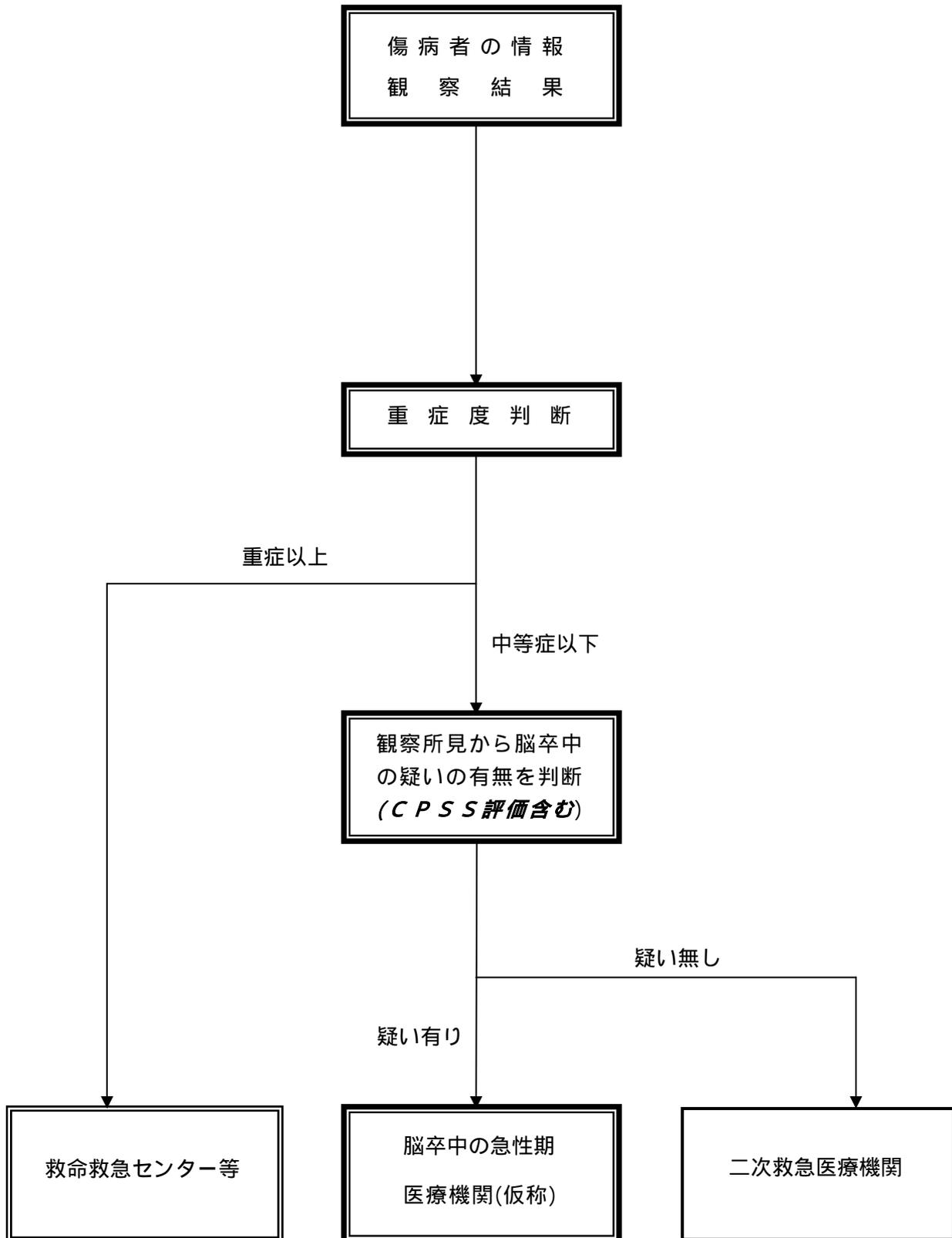
4 脳卒中急性期医療機関への報告内容

- (1) 医療機関への報告内容は概ね現行どおりでよい。
- (2) 特に、発症時間及び現場出発から医療機関到着までの所要時間等、時間的な概念を報告に含める。

5 直近の脳卒中急性期医療機関が受入不能であった場合の対応

- (1) 原則として次の脳卒中の急性期医療機関を選定する。
- (2) 判断に迷う場合は、救急隊指導医の助言を得る。

脳卒中急性期医療機関選定に至るまでの活動の流れ



第13回救急処置基準委員会協議結果

1 検討事項

(1) 認定基準を踏まえた医療機関選定要領について

東京都脳卒中医療連携協議会で検討が進められている脳卒中急性期医療機関の認定基準では、t - P Aの治療を要件に含むか否かで医療機関が二分化される予定であることから、認定基準を踏まえた選定要領について検討した。

(2) 傷病者の重症度に応じた医療機関選定要領について

東京都脳卒中医療連携協議会における救急搬送体制イメージでは、重症以上の傷病者も症状から脳卒中の疑いがあれば脳卒中急性期医療機関に搬送するとしている点について検討した。

2 検討結果

(1) 脳卒中急性期医療機関の搬送対象者

救急隊の観察結果から、急性期の脳卒中の疑いがあると判断された傷病者を搬送対象とする。

(2) 脳卒中急性期医療機関選定要領（資料参照）

ア 重症以上の場合は、脳卒中の疑いの有無にかかわらず、救命救急センター等を選定する。

イ 中等症以下で急性期の脳卒中が疑われる場合は次のとおりとする。

(ア) 発症から24時間以内のものは、t - P A治療可能な脳卒中急性期医療機関を選定する。

(イ) 発症から24時間を超えるもの、または発症時間が不明なものは、(ア)以外の脳卒中急性期医療機関を選定する。

3 その他

前2、(2)、イの場合は、東京都脳卒中医療連携協議会で検討が進められている脳卒中急性期医療機関の当番表を活用して医療機関選定を行う。（当番表の様式については、今後、東京都福祉保健局で検討し提案される。）

脳卒中急性期医療機関選定プロトコール

